

平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 4 号
兵庫県立大学工学部学生部長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工学部学生部長（以下「学生部長」という。）候補者の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき
- (3) 学生部長が欠員になったとき

2 前項第 1 号に該当する場合においては、工学部長（以下「学部長」という。）は、選考を行った上で、理事長が定める日までに学生部長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合においては、学部長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(学生部長候補者の資格)

第 3 条 学生部長候補者となることができる者は、工学研究科に所属する専任の教授とする。

(選考手続)

第 4 条 学部長は、第 2 条の規定により選考を行うときは、あらかじめ工学部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で行う。

(任期)

第 5 条 学生部長の任期は 2 年とし、引き続き再任することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当した場合の学生部長の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で学部長が行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学生部長候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。